

3月議会冒頭「市非常勤職員の市税の流用事件」報告

只今、議長から発言のお許しをいただきましたので、ご報告申し上げます。

既に、報道でも取り上げられておりますが、今般、市非常勤職員が市税を私的に流用していた事実が発覚いたしました。

あってはならない事態が発生し、極めて遺憾であり、日頃、市のために納税していただいている納税者の皆様をはじめ市民の皆様に対し、心からお詫びを申し上げます。

市政を預かる者として、事件の概要をお伝えする責務がございますので、議会の冒頭、時間をいただき、ご報告申し上げます。

去る2月15日、総務部税務課の非常勤職員（28歳、男性）が、自ら徴収した市税ならびに郵便振替で納付された市税について、平成17年10月から平成20年2月までの2年5ヶ月にわたり、自己の借入金の返済や遊興費に充てるため、私的に流用していた事実が発覚したとの報告がありました。

これを受け、直ちに本人に対する事情聴取ならびに関係書類の精査など事件の解明に向けた作業を行い、一定の調査結果が出たため、地方自治法の規定に基づき、2月18日付けで代表監査委員に監査要求を行いました。

2月26日、監査要求に基づく監査結果が出され、次のとおり損害額が確定しております。

流用金の総額は2,772,500円、対象者数52名、件数141件。

内訳は、市県民税：195,500円、固定資産税：516,000円、軽自動車税：8,400円、国民健康保険税：2,052,600円となっており、損害金については同職員の家族が全額弁済しております。

また、昨日「市職員分限懲戒審査委員会」を開催し、関係職員の処分を厳正に審査した結果をもとに、事件の当事者である税務課非常勤職員は懲戒免職、副市長：厳重注意、総務部長および税務課長：減給10分の1、1ヶ月、都市計画課長：減給10分の1、3ヶ月、税務課主幹：減給10分の1、1ヶ月、そのほか関係職員6名について訓告の処分を本日付けでくだしております。

以上が、このたびの事件の概要であります。

いずれにいたしましても、当該非常勤職員のとった行為は、市民の血税を利己的に流用した悪質な行為であり許されるべきものではありませんが、市政を預かる者として、一日も早い信頼回復に向け、組織のあり方、会計処理のあり方について、事故のないシステムを構築し、二度とこのような事態が発生しないよう、最善を尽くす所存であります。

市民ならびに納税者の皆様には本当にご迷惑をおかけし、重ねてお詫びを申し上げますとともに、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、本会期中に本件に関する補正予算を追加提案させていただきますので、併せてお願い申し上げ、報告といたします。